# 年金記録に係る苦情のあっせん等について

## 年金記録確認香川地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
  - (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 1件

厚生年金関係 1件

#### 香川国民年金 事案 386

#### 第1 委員会の結論

申立人の昭和36年10月から41年9月までの国民年金保険料については、 納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要で ある。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年10月から41年9月まで

国民年金保険料の納付記録を照会した結果、申立期間について国民年金に未加入であるとの回答を受けたが納得できない。

昭和33年生まれの二女が3年保育の幼稚園に入園した36年の夏休みに、 実家の母親と隣家の婦人会会長及びその夫である市役所職員に勧められ、 同年10月頃に国民年金に加入することにした。

当時、私は、A市B町に住んでいたが、実家は同市C町にあり、保険料の集金も実家の隣家の婦人会会長が行っていたこともあり、実家の母親に1か月100円の保険料を数か月分ずつ預け、実家の隣家の婦人会会長を通じて納付した。

その後、夫の病気療養のため、一旦国民年金保険料を納付しない時期があったが、A市D町に転居後、国民年金に加入するよう通知が来たので、それ以降は自宅で保険料を納付した。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人が主張している国民年金の加入動機、加入時期及び保険料の納付状況に関する記憶は具体的であり、納付したとする金額についても申立期間当時の国民年金保険料額と合致している。

また、申立人の夫の友人は、「申立人の家族とは古くから交流があり、申立期間頃に申立人が実家で母親に国民年金保険料を預け、納付していると聞いていた。」と供述しており、申立人に国民年金への加入を勧めたとされる申立人の実家の隣人は、申立期間の当初の頃の昭和38年3月まで市役所に勤務していたことが確認できることから、申立内容に不自然な点は見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 香川国民年金 事案 387

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 62 年 6 月から 63 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和22年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和57年4月から61年3月まで

② 昭和62年6月から63年3月まで

保険料納付に関しては、従来私が自分の収入から納付書に現金を添えて A銀行B支店の窓口で毎月納付していたが、申立期間①については、C町 で喫茶店を経営していた3、4年間で、忙しく時間が無かったので、昭和 60年\*月に父が亡くなる前までは父に通帳を渡して保険料納付を依頼して いた。また、57年頃と言えば、台風で床上浸水した時期だったと思うので、 この後納めていない時期があったかもしれないが、4年間も納めていない のは考えられない。

申立期間②については、申立期間②前に保険料免除の手続をした時期もあるが、しばらくして納付を再開してからは、毎月きちんと納めており、免除期間も後で追納し、未納期間は無いはずであるので、納付記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、10 か月と短期間であるとともに、申立期間②前後の期間が納付済みとなっている上、申立期間②頃、昭和61年4月から同年9月までの保険料を過年度納付していることも考慮すれば、申立期間②の保険料を現年度納付したと考えるのが自然である。

また、昭和61年10月から62年3月までは申請免除となっているが、半年間と短期間であり、その後すぐに保険料納付を開始していること、及び申立期間②前後を通じて住所の変更が無く、当該保険料納付開始後は生活状況の大きな変化をうかがわせる事情も無いことから、申立期間②の保険

料のみ納付しなかった合理的な理由は見当たらない。

2 申立期間①については、D市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳(昭和59年のオンライン化後の期間は除く。)において、いずれも納付記録は未納となっている上、申立期間①のうち、昭和57年4月から60年\*月頃までは、父親が納付していたと述べているが、申立人の父親は既に死亡しており、当該期間の納付に関する申立人の記憶も曖昧であることから、納付状況は不明である。

また、申立期間①のうち、昭和 60 年\*月頃から 61 年3月までについては、申立人が保険料を納付していたと述べているが、申立期間①に続く同年4月から同年9月までは過年度納付していることから、当時は、現年度において納付しておらず、同年 10 月から免除申請し、その後追納していることを勘案すれば、それ以前の保険料は納付していなかったと考えるのが自然である。

さらに、申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和62年6月から63年3月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

#### 第1 委員会の結論

申立人は、平成17年12月20日に支給された賞与において、64万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間のうち、同年12月20日の標準賞与額に係る記録を64万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年7月20日

② 平成17年12月20日

ねんきん定期便を確認すると、平成17年7月20日にA社から支給された 賞与及び同年12月20日にB社から支給された賞与の記録が記載されていな かったため、それぞれ事業所に照会したところ、社会保険事務所(当時)へ の賞与支払届の届出漏れが原因であることが分かった。賞与から厚生年金保 険料は控除されていたので、当該賞与に係る記録を訂正してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、B社から提出された所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、平成17年12月20日に同社から支給された賞与において、64万5,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、「賞与支払届の記載漏れのため、保険料は納付していない。」と回答していることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 17 年 12 月 20 日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間①について、B社から提出されたグループ会社であるA社に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人は、平成17年7月20日に同社か

ら賞与が支給されたことが確認できる。

しかしながら、厚生年金保険法第19条第1項では、「被保険者期間を計算する場合には、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入する。」とされているところ、オンライン記録によると、申立人はA社における厚生年金保険被保険者資格を平成17年7月16日に喪失していることが確認できることから、申立人の申立期間に係る賞与は、申立人が同社での厚生年金保険被保険者資格を喪失した月に支給されているため、申立人の申立期間①における標準賞与額に係る記録の訂正を行うことはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を47万円に訂正することが必要である。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年4月1日から同年6月7日まで

年金事務所の職員から、私のA社で厚生年金保険に加入していた期間の標準報酬月額が、事実に反して引き下げられている可能性があるということを知らされたので、改めて確認してみると、同社が倒産する直前の数か月間の標準報酬月額が、実際の給与額と相違していることが分かった。給与は、減額されることなく支給されていたため、本来の標準報酬月額に直してほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、当初、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、47万円と記録されていたものの、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった平成11年6月8日以降の同年7月2日に、当該標準報酬月額を12万6,000円に引き下げる遡及訂正処理が行われていること、及び申立期間当時の同社の同僚6人についても申立人と同様に、標準報酬月額を引き下げる遡及訂正処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、A社の事業主の妻及び同社の経理事務を担当していた役員は、「申立期間においても、申立人には減額することなく 47 万円程度の給与を支払っていた。」、「申立人を含めて従業員には申立期間以前とそれほど変わらない金額の給与が支払われていたと思う。」とそれぞれ供述している。

また、申立人に係る雇用保険支給台帳によると、申立人の離職時賃金日額は、 1万5,983円と記録されており、当該離職時賃金日額に基づく報酬月額は48 万円程度となることから、雇用保険の記録において、申立人が離職日以前の6 か月間に受け取った給与額は、遡及訂正処理が行われる前のオンライン記録の 標準報酬月額とほぼ一致していることが確認できる。 これらを総合的に判断すると、上記遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、申立期間において、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、事業主が社会保険事務所に届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月19日であると認められる ことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正する ことが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和5年生

## 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月19日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入 記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨 の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年4月にA社へ入社し、同社のB製作所の工場で飛行機の 組立作業を行っていた。20年4月以降もそれまでと同じ仕事をしており、 同年7月\*日のB空襲により同工場が焼失してからは、B市郊外にあった作 業場での業務に従事し、終戦を経て同年9月頃まで勤務していた。

申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

#### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製作所において、昭和20年9月頃まで継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和20年4月1日以降も同社B製作所の飛行機の組立作業を行う部署で勤務していた。同年7月\*日のB空襲後は、多くの従業員が工場の焼け跡の整理業務や工場の疎開先であったB市郊外等の作業場での業務に従事しており、また、同社B製作所は軍需工場であり従業員の意思により退社できる自由もなかったので、申立人も終戦後まで当該業務に従事していたはずである。」旨の供述をしている上、当該同僚の「同年8月15日の勤務時間中に、玉音放送や上司の話で終戦を知った。しかし、終戦後も同年9月頃までは、同社での業務を継続して行って

いた。」旨の供述においても、申立人の同社における勤務状況についての主張 と一致していることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務し ていたことが認められる。

また、前述の同僚のうちの一人を含む複数の同僚は、「終戦後、昭和20年9月頃に事業所閉鎖の知らせとともに最後の給与支給があり、その際に厚生年金保険被保険者証をもらった。」等、申立期間においても当該給与からの保険料控除があったことをうかがわせる旨の供述をしている上、当該同僚のA社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が適用事業所ではなくなった日である同年9月19日と記録されている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、申立人より1年早く入社した同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳上の資格取得日が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿上の資格取得日と相違している上、同台帳には「20年8月1日焼失、32年6月1日認定」の記載があることから、同名簿及び同台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できる。しかし、同名簿において、申立人及び申立人と同期入社の同僚を含む多数の者の資格喪失日の記載が無い上、申立人及び複数の同僚に係る同台帳には、同社の名称変更前の事業所名が記載された被保険者記録の記載があるものの、同台帳上に、同名簿に記載のある昭和19年12月の改定における標準報酬月額の記録が無いこと、一部の同僚に係る同社での被保険者期間に係る同台帳が無いことなどから判断すると、同名簿が完全に復元されているとは考え難く、同台帳上の資格喪失日である20年4月1日を基に記録されたとみられる申立人の同社に係るオンライン記録上の資格喪失日は、事実に則したものとは認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、終戦後まで勤務していた他の同僚の資格喪失日が昭和 20 年9月 19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を 改正する法律(昭和44年法律第78号)附則第3条の規定に準じ、1万円とす ることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

#### 第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和2年生

住 所:

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年1月28日から23年1月28日まで 私は、戦後の昭和21年1月にA社B支店C出張所長をしていた義兄の推 薦で同社に採用され、60年まで勤めた。

しかしながら、A社での厚生年金保険の資格取得日が相違しているため、同社から昭和46年11月23日に授与された25年勤続表彰状を提出するので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社から授与された25年勤続表彰状及び同社から提出された人事記録により、申立人は、同社に昭和21年1月に入社後、60年3月31日に退職するまで、継続して勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿において、昭和23年1月28日に多数の従業員を一斉に資格取得させている状況が見られるが、その中で、申立人と同様に、同社B支店C出張所に配属されたとする同僚は、「私は、21年3月に旧制中学校を卒業して、同年4月1日に入社したが、同保険の被保険者資格は23年1月28日に取得している。」と供述している上、申立期間当時、申立人と同様な業務に従事し、前述の25年勤続表彰も46年11月23日に一緒に受けたと申立人が主張している同僚(既に、死亡)、及び申立人が同社に入社する際の推薦人であったとされる同社B支店C出張所長をしていた義兄(既に、死亡)についても、厚生年金保険の被保険者資格取得日は23年1月28日となっていることが確認できる。

また、A社における採用時の配属先は異なるものの、申立期間後の同社B支店における同僚二人のうち一人は、「私は、試験を受けて昭和21年に入社し、同社D支店の出張所に配属されたが、厚生年金保険の被保険者資格取得日は

23 年1月1日となっている。」と供述し、別の一人は、「私は、縁故採用で同年4月に入社し、同社D支店の出張所に配属されたが、同保険の資格取得日は25年8月1日となっている。」と供述している。

これらのことから、A社は当時、採用と同時に厚生年金保険への加入手続を 行っていなかったものと考えられる。

さらに、A社から提出された厚生年金保険被保険者整理名簿において、申立 人の原資格取得年月日は、「23年1月28日」と記載されている上、申立期間 当時の厚生年金保険の加入の取扱いについて、同社総務部の社会保険事務担当 者は、「当時のことが分かる従業員が在籍していないため、正確なことは分か らない。」旨供述しており、前述の供述を得られた同僚からも、厚生年金保険 に加入するまでの間の同保険料控除についての積極的な供述も得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。